

平成26年1月21日

京丹後市長 中山 泰 様

京丹後市まちづくり委員会
会長 後藤 久和

地域振興交付金の在り方について（答申）

平成25年7月9日付け5協働第127号により諮問のありました上記のことについて慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。

(別紙)

答 申 書

「地域振興交付金の在り方について」

平成26年1月21日

京丹後市まちづくり委員会

はじめに

京丹後市が誕生して10年の節目を迎え、第1次総合計画に沿った本市のまちづくりが進められていることに対し、心から敬意を表する次第です。

さて、地域振興交付金は、6町合併協議会によって検討され、平成16年7月に制定された京丹後市地域振興交付金交付要綱(平成16年京丹後市告示第211号。以下「交付要綱」という。)に基づき、今日まで交付されてきました。

このたび、当委員会では、当該交付金の在るべき姿を検討するにあたり、市が策定された「補助金等に関する基本方針(平成24年9月策定。以下「基本方針」という。)」及び「個別補助金等見直し方針(平成25年10月策定。以下「見直し方針」という。)」に沿って、交付要綱第1条の趣旨である「地域住民の連帯感を育成し、住みよい地域社会の実現に向けて、その基盤となる自治会活動の活性化の支援及び市と地域との協働の推進」のため、当該交付金の活用状況や、その課題などの実態把握に努めてきました。

加えて、当該交付金を「交付金本来の定義」に照らし、どのように活用すべきか、また、どのような事務事業に充当すべきか、交付要綱の規定に加除すべき事柄がないかなどの観点から、慎重に審議を行ってきました。

これらの審議の結果、以下のとおり、市民と行政との協働のまちづくりの推進に資するため、現行交付金額の総額を維持しつつ、当該交付金が「市民が自ら考え、自ら行動する住民自治活動の実施に必要な財源」として、透明度を高めるとともに、一層の活用を図るため、交付要綱について所要の改正を行われるよう答申するものです。

今後も、地域振興交付金が有効に活用され、住みよい元気のあるまちづくりが実現することを願ってやみません。

1 諮問事項とその背景

(1) 諮問事項

「地域振興交付金の在り方」について

(2) 諮問の背景

「基本方針」において、団体運営費助成を継続するに当たっては、助成対象とする経費や助成率等の明確化と、助成団体に対してより効率的な運営を求めるとされています。同様に、「見直し方針」においても、当該交付金について、「現行額を限度に、助成単価を客観的・合理的な観点から精査し、助成対象費目を明確化する」とされているため、地域振興交付金の在り方について諮問されたものです。

2 答申内容

(1) 交付金は、住民自治活動を下支えする重要な役割を担うもの

平成25年度は、総額1億2,597万3千円の地域振興交付金が6町の区長連絡協議会等（以下「協議会」という。）に交付され、各町の状況に応じた算定方法により協議会を構成する各地区等に配分されています。

昨今は、長引く地域経済の低迷のもと、少子高齢化の進展や人口減少社会の到来といった社会の変革の波が押し寄せ、住民意識の多様化や価値観の変化、また、住民が干渉を好まないという時代背景、さらには、政治や自治に対する無関心層の増加により地域のつながりが希薄化するなど、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような状況のもと、集落機能の維持・発展や地域単位の活動を行うためには、地域の頑張りと併せ、当該交付金の交付により市が責任を持って手当てすることが必要であると考えます。

当該交付金の交付は、本市のまちづくりに関する最高規範である京丹後市まちづくり基本条例（平成19年京丹後市条例第54号。以下「まちづくり基本条例」という。）第23条に規定する「住民自治に関する市の責務」として、全地区の住民自治活動を下支えする重要な役割を担うものであります。

したがって、当該交付金は、「基本方針」及び「見直し方針」で見直す対象

となっている他の補助金等とは、その性質が異なるものであり、現在の集落を守り育てていくためのライフラインと位置付け、まちづくり基本条例の規定を交付根拠として、交付要綱の趣旨に盛り込むべきであると考えます。

なお、上記の考えにより、「基本方針」で要請されている「制度終期」についても、交付要綱には規定するべきでないと考えます。

(2) 交付金の使途内容や経費対象項目等の明確化を図るべき

交付要綱第2条は、当該交付金の「使途」について規定されています。規定内容については、委員からは、「あえて細分化する必要はない」といった意見が少なくありませんでした。

しかし、「見直し方針」では、「使途の明確化」が求められていることから、審議を重ねる中で、改善等を図ることとしました。

そもそも「交付金」とは、「団体あるいは組合等に対して市の事務を委託している場合において、当該事務処理等の報償として、一方的に交付するもの」と定義されています。

よって、当該交付金について、その制度の趣旨に沿った経費支出とするためには、使途内容及び経費対象項目等の明確化を図ることが必要であると考えます。

現在の交付要綱で、「使途内容」として規定しているもののうち、「集会施設等の維持管理経費」（第2条第3号）については、集会施設は基本的に地区所有施設であることから、市が事務委託するものではなく、交付金の使途対象とするべきではないものと考えます。また、集会施設の修繕を行う場合は、別の補助制度（京丹後市地域振興対策事業補助金交付要綱）が設けられているので、そちらを積極的に活用することが適当であると考えます。

現在、市においては、公共施設の管理運営方法等についても見直しを実施しており、市が所有する集会施設を指定管理協定の終了に合わせて当該地域に無償譲渡することが進められています。集会施設が移譲により地区所有となれば、市が事務委託している使途の対象から外れるものであり、維持管理経費についても、当該自治会で負担すべきものであります。

また、食糧費については、地域のコミュニティ醸成において、飲食交流が有効な手段ともなり得ると考えられますが、当該交付金の財源は公金であることから、交付目的に照らし、作業や会議等におけるお茶、飲料水等以外の食糧費は、経費の対象とならないことを明確化すべきと考えます。

さらに、宗教活動や政治活動、営利を目的とする事業など、公金を充当することが適当でないと認められる活動や事業等については、当該交付金を充てることができないこととするべきです。

一方で、新たに交付対象となる「使途内容」としては、高齢者支援や子育て支援などの地域福祉の向上に係る経費、また、防犯灯の維持管理などの安全・安心な地域づくりに係る経費が想定されます。

以上のように、交付要綱において、交付金の使途内容や経費対象項目等の明確化を図ることが必要であると考えます。

(3) 交付金総額は維持し、地区統廃合による減額は行わない仕組みに

地域振興交付金は、交付要綱第3条第1項で「算定方法」が、同条第2項で「配分方法」がそれぞれ規定されています。

算定に当たっては、各地区等の世帯数が基礎数値となっており、近年、核家族化による世帯数の増加傾向が続いている状況にありますが、当該交付金の総額については、上記(1)の趣意により、現状規模を維持することが、まずもって必要であると考えます。

また、配分方法については、「高齢化地域加算や積雪地域加算などを加味してはどうか」との審議も行いましたが、この先、世帯数や人口の減少、高齢化の進行により集落機能が低下した場合、地区の統廃合も考えられます。統廃合となれば、地区数の減少により当該交付金の均等割額も減ることから、均等割分の減額がその妨げとならないか懸念されるところです。また、高齢化や積雪に対する施策は、敬老祝い事業、除雪対策事業など、別途措置されているところです。

このようなことから、「高齢化率などに着目した配分比率の導入」よりも、「地区が統廃合しても交付金額が下がらない仕組みの構築」を図ることが、「地域連携の創意工夫の発揮や地域の元気創造・活性化にとって、より有益に作用するもの」との結論に至りました。

(4) 各地区等での会計処理の透明性を確保し、交付金の使途を明確に

交付要綱第5条では、交付金の交付を受けた各協議会は、その使途を明らかにした報告書を市長に提出する義務が規定されていますが、各協議会から配分を受けた「各地区等」からの報告については、明文化されていません。峰山町、大宮町、丹後町及び弥栄町の各地区等は、各協議会へ決算書が提出されていま

すが、それ以外の町の各地区等は、提出されていないのが現状です。

交付金の使途を明確化するためには、各地区等において、書類整備の適正化を図り、必要に応じて市も確認できるよう規定内容を改めるとともに、「単年度会計処理の原則」についても、新たに明記するなど、各地区等における会計処理の透明性をより一層確保する必要があると考えます。

このため、交付要綱第5条に規定する報告等について、さらに「決算書の提出」、「市の照会・調査」及び「会計処理」について盛り込むことが必要であると考えます。

(5) 市民局による支援の強化や交付金の交付趣旨など市民への周知を

当委員会としては、今後とも、各地区等が、最も身近な行政である市民局との協働により、地域課題の解決や地域振興に努めていくことが重要であると考えます。地域振興交付金の活用により、地域住民が主役となり自ら考え実践するような取組みを期待するところです。

しかしながら、小規模な集落などにおいては「現状の集落機能を維持することが精一杯」というような状況も見受けられるため、必要に応じて「地域にぎわい創り推進員」をはじめとする市民局による支援の強化が不可欠であると考えられるものです。

行政としても、当該交付金の趣旨について、市民により一層の理解を深めていただけるよう、広報や啓発に十分努めていただくことを望みます。

■ 京丹後市まちづくり委員会名簿（敬称略）

【任期：平成 25 年 7 月 9 日～平成 27 年 7 月 8 日（2 年間）】

役職	氏名	選出町域	委員区分
会長	後藤 久和	久美浜町	知識経験を有する者
職務代理	味田 佳子	弥栄町	知識経験を有する者
委員	石田 雄一	峰山町	区長連絡協議会等から推薦のあった者
委員	沖 一	峰山町	知識経験を有する者
委員	福井 利道	大宮町	区長連絡協議会等から推薦のあった者
委員	安田 聡子	大宮町	知識経験を有する者
委員	沖佐々木 義久	網野町	区長連絡協議会等から推薦のあった者
委員	向井 利子	網野町	知識経験を有する者
委員	浅田 武夫	丹後町	区長連絡協議会等から推薦のあった者
委員	小谷 治幸	丹後町	知識経験を有する者
委員	行待 実	弥栄町	区長連絡協議会等から推薦のあった者
委員	小國 幸太郎	久美浜町	区長連絡協議会等から推薦のあった者

■ 審議経過

年月日	会議名称	内容
平成 25 年 7 月 9 日	第 1 回京丹後市まちづくり委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域振興交付金の在り方について」諮問 ・役員を選出、協議スケジュールの確認 ・地域振興交付金交付要綱、補助金に関する基本方針、関連例規等の確認 ・意見審議
平成 25 年 11 月 1 日	第 2 回京丹後市まちづくり委員会	意見審議
平成 26 年 1 月 9 日	第 3 回京丹後市まちづくり委員会	答申案審議
平成 26 年 1 月 21 日	答申	市長に答申

■ 附属資料

資料番号	内 容
1	補助金等に関する基本方針（平成24年9月策定）
2	個別補助金等見直し方針（平成25年10月策定）
3	京丹後市まちづくり委員会条例
4	京丹後市まちづくり基本条例
5	京丹後市地域振興交付金交付要綱
6	諮問書
7	地域振興交付金交付要綱第2条に規定する交付金の使途
8	各町における区長連絡協議会等の構成
9	京丹後市の地区別高齢化率